

施策 1 2 1

医師確保と医療体制の整備

【主担当部局：健康福祉部医療対策局】

県民の皆さんとめさす姿

県内の全ての地域において、医師や看護師等の医療従事者の確保や、地域間、診療科目間等の医師の偏在解消が行われることと併せて、県民一人ひとりが医療機関を適切に受診することで、必要なときに安心できる質の高い医療サービスを受けられる環境が整っています。

平成 27 年度末での到達目標

減少傾向にある救急医療等を担う若手医師の確保に向けた仕組みを構築することなどにより、医師の不足・偏在解消に向けた取組や、看護職員の確保に向けた取組が進むなど、救急医療やへき地医療等を含む地域医療体制の整備が進んでいます。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標の目標値を達成したほか、医師確保対策などで三重県地域医療支援センター*の設置等推進体制の整備等が図られたことなどから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	--

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標					
目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
人口 10 万人あたりの病院勤務医師数	118.6 人 (22 年度)	120.0 人 (23 年度)	1.00	122.9 人 (24 年度)	124.0 人 (26 年度)
		122.3 人 (23 年度)			
目標項目の説明と平成 25 年度目標値の考え方					
目標項目の説明	人口 10 万人あたりの県内病院に勤務する常勤医師数				
25 年度目標値の考え方	平成 24 年度は、医師確保対策等に総合的に取り組んだ結果、目標値を達成しました。このため、平成 25 年度においても、平成 27 年度の目標達成に向けて、毎年 0.57 人程度の向上をめざして目標値を設定しました。				

活動指標						
基本事業	目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
12101 医療分野の人材確保 (健康福祉部医療対策局)	県内の病院で後期臨床研修を受ける医師数	167 人	180 人	1.00	192 人	217 人
			181 人			
12101 医療分野の人材確保 (健康福祉部医療対策局)	県内看護師養成施設卒業者の県内就業者数	574 人	644 人	0.88	651 人	665 人
			566 人			
12102 救急・へき地等の医療の確保 (健康福祉部医療対策局)	救急医療情報システムに参加する時間外診療可能医療機関数	568 機関	593 機関	0.97	618 機関	668 機関
			576 機関			

基本事業	目標項目	23年度	24年度		25年度	27年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
12103 医療の質の向上 (健康福祉部医療対策局)	医療相談件数		761件	0.98	767件	778件
		755件	746件			
12104 県立病院による 良質で満足度の高い医療 サービスの提供 (病院事業庁)	県立病院患者満足度		80.0%	0.91	80.0%	80.0%
		73.9%	73.1%			
12105 適正な医療保険 制度の確保 (健康福祉部医療対策局)	市町が運営する国民 健康保険の財政健全 化率		37.9% (23年度)	1.00	58.6% (24年度)	69.0% (26年度)
		24.1% (22年度)	55.2% (23年度)			

(単位：百万円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	67,726	60,355	64,601		
概算人件費		3,264			
(配置人員)		(362人)			

平成24年度の取組概要

- ・ 医師の不足・偏在の解消に向けて、医師不足の影響を当面緩和する取組として、医師無料職業紹介事業（問い合わせ22名、成約8名（常勤4名、非常勤4名）、病院勤務医負担軽減対策（8病院8事業）等を実施
- ・ 中長期的な医師確保対策として、医師修学資金貸与制度の運用（新規貸与67名）、地域医療研修センター事業（研修医35名受け入れ）、研修病院魅力向上支援（10病院1団体14事業）、総合診療医育成拠点整備支援（4病院1診療所）、子育て医師復帰支援（2病院）、指導医育成支援（1病院1団体）等を実施
- ・ 三重県地域医療支援センターを平成24年5月に設置し、若手医師へのキャリア形成支援と医師確保支援を一体的に行う仕組みづくりに着手
- ・ 看護師確保対策として、修学資金の貸与（65名）、実習指導者養成講習会（67名）、実習施設への受入支援（14施設）、養成所への運営支援（11施設）を実施
- ・ 看護師養成所の定員数増加（30名）に向けた国への申請に関して、指導・助言を実施
- ・ 定着促進対策として、21施設に病院内保育所への運営補助を行うとともに、新人看護職員の研修体制構築のため、体制整備支援（40施設）、アドバイザー派遣（4施設）、多施設合同研修事業（参加者延べ1,225名）、研修責任者研修（参加者31名）、教育担当者研修（73名）、実地指導者研修（100名）等を実施
- ・ 看護師の資質向上のため、訪問看護及びがん看護に関する専門研修を実施（訪問看護：37名、がん看護：8名）
- ・ 「県政だよりみえ」において、かかりつけ医を持つことのメリットや医師等の状況などについて連載するとともに、メディアによる啓発、ポスター掲示などの啓発キャンペーンを平成24年11月から平成25年3月まで実施
- ・ 救急医療情報システムに参加する時間外診療可能医療機関が8機関増加、電話案内件数85,138件、

電話案内利用の増加に伴い2回線増設

- ・ 本県の「傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準」（以下、「傷病者搬送等実施基準」という。）の検証を実施
- ・ ドクターヘリの出動件数は、272件（うち、現場出動162件、病院間搬送110件）、訓練回数は、離島5回、高速道路5回、検証は毎月開催
- ・ 各市町において在宅医療を担う多職種連携を進める地域リーダーの養成研修を開催（135名養成）
- ・ 三重県医療安全支援センターの相談窓口において、746件の相談に対応（理解を得られた割合72.8%）するとともに、医療従事者等に対して医療現場でのコミュニケーションの取り方についての研修会を開催
- ・ 三重県保健医療計画の第5次改訂を行うため、三重県医療審議会（3回）、各専門部会（延べ30回）を開催
- ・ 市町と協議を行い、市町国民健康保険の広域化に向けた環境整備を行うための指針となる三重県国民健康保険広域化等支援方針の改定を行い、保険財政共同安定化事業の拡充の手順、平成27年に達成すべき目標収納率、医療費の適正化策等を策定
- ・ 県立総合医療センターの地方独立行政法人化および県立志摩病院への指定管理者制度導入を実施
- ・ それぞれの県立病院において、医療ニーズに対応した病院運営を実施
- ・ 病院事業の経営を中期的な観点から計画的に推進するため、「三重県病院事業中期経営計画（平成25年度～平成27年度）」を策定
- ・ 最適な地域医療体制の確立に向けて、津市及び三重大学と「寄附講座の設置に関する協定」を締結
- ・ 公立大学法人三重県立看護大学の自主的、自立的かつ効率的な大学運営を支援するため、業務運営に必要な経費を運営交付金として交付

平成24年度の成果と残された課題（評価結果）

- ・ 今後、県内で勤務を開始する修学資金貸与医師（貸与者累計348名・返還者を除く）等の段階的な増加が見込まれ、県全体での医師不足の解消に向けた具体的な取組が進む一方で、依然として県内の地域間、診療科目間の偏在解消には時間を要するものと考えられることから、これらの若手医師の県内定着と偏在解消を進める仕組みが必要です。
- ・ 三重県地域医療支援センターの設置により、若手医師へのキャリア形成支援と医師確保支援を一体的に行う仕組みづくり等を行う体制が整備されるとともに、三重大学等関係機関が共同して取り組むことへのコンセンサスが得られました。年度後半には、4つの診療領域（内科、外科、救急科、総合診療）における後期臨床研修プログラムの作成を開始しました。今後、これらのプログラムを完成させ、若手医師への周知を図るとともに、他の診療科のプログラムの作成にも順次着手していく必要があります。
- ・ 研修病院の魅力向上支援を通じて、MMC卒後臨床研修センター*が取り組む、県内全ての研修病院が相互に協力病院となり研修医の選択肢を拡充するMMCプログラムの運用が開始され、全国的にも先進的な事例として関心を集めるなど、今後臨床研修医の確保につながるものとして期待されています。このため、三重県地域医療支援センター等の取組と相乗効果を生み出すよう、さらに連携を図っていく必要があります。
- ・ 平成25年度から看護師養成所の定員数の30名増が認可されたことから、今後の県内看護職就業数の増加が見込まれます。一方、看護職員の定着促進を目的とした新人看護職員の卒後研修については、一定規模以上の病院で取組が進み、多施設合同研修受講割合は平成23年度の75%から92%と増加しましたが、100床未満の小規模施設の受講割合は56%と低いいため、今後も施設規模に応じた

取組を実施する必要があります。

- ・ 「三重県医療機関等看護職員需要調査」の分析から、病院内保育所の充実が入職5年後の看護職員の定着に効果があることが検証されたことから、今後「24時間保育」や「病児保育」など多様な保育ニーズに対応できる施設を増やしていくことも必要です。
- ・ 地域医療再生計画に基づき、総合診療医の育成拠点整備や病院の再編統合などを支援しました。計画の期限である平成25年度中に事業を実施するとともに、取組成果をまとめる必要があります。また、平成24年度国の補正予算で積み増しされた地域医療再生基金を活用するためには、新たな地域医療再生計画を策定する必要があります。
- ・ 救急搬送における軽症の割合が50%を超えるなど、適切な受診行動が定着していないことから、かかりつけ医を持つことなどに関して、県民の皆さんの理解と協力が得られるよう、引き続き、普及・啓発に取り組む必要があります。
- ・ 県民の皆さんが休日・夜間等でも安心して受診できるよう、救急医療情報システムに参加する時間外診療可能医療機関をさらに増加させる必要があります。
- ・ 傷病者搬送等実施基準については、各消防本部からの搬送データを調査・分析、検証していく必要があります。
- ・ ドクターヘリについては、救命率の向上等の効果があったと考えますが、他県との相互応援については、具体的な連携体制の構築には至っていません。
- ・ 新生児集中治療室(NICU)の増床や母体胎児診断センターの設置により、周産期医療の体制が整備されました。今後、新生児の死亡率を低下させるため、リスクの高い出産を担う周産期母子医療センターとリスクの低い出産を担う産科医療機関・助産所との機能分担、連携体制を構築していく必要があります。
- ・ できる限り住み慣れた自宅や地域で療養生活を送ることができるよう在宅医療の充実を図る必要があります。そのためには、医療と介護にまたがる多職種が連携し、患者・家族をチームとしてサポートする体制の構築が必要であり、連携の調整を行う市町の主体的な取組が求められます。
- ・ 引き続き医療相談等に対する適切な対応や医療安全に関する講演会等による医療の質の向上のための対策が必要です。
- ・ がん、脳卒中、救急医療等の5疾病・5事業及び在宅医療対策の医療連携体制の構築に向けて、県保健医療行政の基本方針である三重県保健医療計画の第5次改訂を行いました。PDCAサイクルに基づき、計画を効果的に推進していく必要があります。
- ・ 保険財政共同安定化事業の拠出方法を変更し、保険料(税)の平準化に向けての取組を進めました。引き続き、市町と国民健康保険の広域化に向けた環境整備について協議を進めるとともに、収納率の向上や医療費の適正化に取り組む必要があります。
- ・ 県立総合医療センターおよび県立志摩病院について、いずれも円滑に運営形態を移行しました。引き続き、求められる機能を着実に果たしながら、経営基盤の確立を図っていく必要があります。
- ・ 県立病院において、それぞれの役割やニーズに応じた医療を提供し、円滑な病院運営を実施しましたが、引き続き経営の健全化を図っていく必要があります。
- ・ 県立一志病院において、津市による三重大学への寄附講座の取組が始まるなど家庭医療にかかる機能が充実しました。今後もこうした取組の成果を生がしながら最適な地域医療体制の確立に向けて取り組んでいく必要があります。
- ・ 県が作成した中期目標(平成21年度～26年度)の達成に向けて、公立大学法人三重県立看護大学が引き続き効果的、効率的な大学運営を行えるよう自主性・自立性に配慮しつつ支援を行う必要があります。

平成 25 年度の改善のポイントと取組方向

- ・ 医師確保については、特に、三重県地域医療支援センターにおいて、新たに行う医師の需給状況の把握・分析等を通じた今後の取組への反映や、MMC 卒後臨床研修センター等の関係機関と連携した若手医師の県内定着に向けた取組を進めるとともに、平成 24 年度後半から作成を開始した後期臨床研修プログラムについて、県内における診療領域ごとの指導医や研修病院等の状況をふまえ、三重大学や医療機関と綿密な調整を行いながら、より多くの診療領域におけるプログラムの作成を進めていきます。
- ・ 看護職員の定着促進については、小規模施設における新人看護職員多施設合同研修の受講者割合が低いことから、小規模病院を中心に看護管理者研修会などを行い支援していきます。また、病院内保育所の充実が課題であることから、中堅看護職員の定着に向け、「24 時間保育」や「病児保育」など多様な保育ニーズにも対応できる病院内保育所設置を進めていきます。
- ・ 地域医療再生計画の事業を計画どおり平成 25 年度までに実施できるよう、各事業主体と連携して取り組むとともに、取組成果の活用を検討します。また、新たに策定する地域医療再生計画に基づいて、医師確保対策、災害医療対策、在宅医療の推進などに取り組みます。
- ・ 県民の皆さんが地域医療に対する理解を深め、適切な医療機関の受診など一人ひとりができることに取り組めるよう、他府県の事例を参考にしながら、県内の地域医療を守る活動を行っている団体等と連携するなど、効果的な啓発を進めます。
- ・ 救急医療情報システムへの時間外診療可能医療機関の参加促進については、目標達成に向け、引き続き新規の開業医を中心に参加を働きかけるとともに、登録済みの医療機関にアンケートを実施し、より参加しやすいシステムへの改修を図るなど、三重県医師会等の関係団体と連携して取り組んでいきます。
- ・ 傷病者搬送等実施基準については、検証結果をふまえ、必要に応じてその見直しを行うとともに、医療機関と消防機関の連携を促進します。
- ・ ドクターヘリの広域連携について、事務局である愛知県等と具体的な連携策について検討を進めます。
- ・ 安心して産み育てる環境づくりについて、周産期医療における産科医療機関と周産期母子医療センターとの連携体制を構築するため、診療所医師と高度専門医療機関の医師とが共同診療できる産科オープンシステムの拡充に取り組みます。
- ・ 在宅医療の充実に向けて、市町に対して、多職種による事例検討会の開催など在宅医療連携体制の構築を支援するとともに、各地域において県民の皆さんへの在宅医療に関する普及啓発を実施します。
- ・ 患者と医療関係者とのより良い信頼関係構築のため、引き続き医療相談や医療安全研修等を実施します。
- ・ 三重県保健医療計画（第 5 次改訂）の着実な推進に向け、5 疾病・5 事業及び在宅医療対策に係る各専門部会において適切な評価・検討を進めます。
- ・ 三重県国民健康保険広域化等支援方針に沿って、県調整交付金の活用等により、引き続き、国民健康保険の広域化に向けた保険財政共同安定化事業の拡充を推進するとともに、収納率の向上、医療費の適正化などの市町の取組を支援します。
- ・ 平成 24 年 4 月に地方独立行政法人に移行した県立総合医療センターについては、評価委員会において初めて法人の業務実績評価を行います。
- ・ 公立大学法人に移行して 5 年目を迎える県立看護大学については、評価委員会において 4 年間の業務実績全体について中間総括を行います。
- ・ 県立こころの医療センターについては、病院機能の再編を引き続き推進し、外来機能の充実を図る

とともに、訪問看護などのアウトリーチサービス等の日中活動支援の充実に取り組みます。また、県立一志病院については、これまで取り組んできた家庭医療の実績をもとに、家庭医が中心となり、関係機関はもとより住民の皆さんとともに、地域に最適な包括的で全人的な医療の体制づくりに取り組みます。

- ・ 県立志摩病院については、基本協定等に基づき診療体制の回復が着実に進められるよう、指定管理者に対して適切に指導・監督を行います。

特に注力するポイント（平成 25 年度）

（健康福祉部医療対策局 医療政策総括監兼次長 佐々木 孝治 電話 059-224-2326）

- ・ 三重県地域医療支援センター等において、三重大学をはじめとする関係機関・関係団体と連携しつつ、将来の地域医療を担う若手医師のキャリア形成支援に取り組むことによって、若手医師の県内医療機関への定着を図り、医師の不足・偏在の解消に向けた取組を着実に進めます。
- ・ 多様な保育ニーズにも対応できる病院内保育所設置や就労環境改善のためのアドバイザー派遣、研修会の実施などの取組を促進することにより、看護職員の離職防止、復職支援を図ります。
- ・ できる限り住み慣れた自宅や地域で療養生活を送ることができるよう、市町の在宅医療連携体制の構築に向けた取組に対して支援します。
- ・ 医療を提供する側と医療を受ける県民の皆さんとの相互理解と信頼関係を醸成するため、地域医療に対する理解を深め、守る取組を推進します。

【担当部局：健康福祉部医療対策局】

県民の皆さんとのさす姿

がんの予防・早期発見から治療・予後までのそれぞれの段階に応じたがん対策が進み、がんにかかる人やがんで亡くなる人が減少しています。

平成27年度末への到達目標

県民の皆さん、NPO、企業、医療機関、市町等が連携してがん対策に取り組むことにより、がんに対する意識やがん検診受診率および検診精度の向上が見られ、がんの予防・早期発見が進んでいます。また、がんに対する医療体制や、がん患者とその家族に対する相談支援体制などを強化することにより、がん患者の療養生活の質が向上しています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	C (あまり進まなかった)	判断理由	がんによる死亡者数が増加に転じており、また、がん検診受診率など目標に届いていない項目があるため、「あまり進まなかった」と判断しました。
----------	------------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標

目標項目	23年度	24年度		25年度	27年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
75歳未満の人口10万人あたりのがんによる死亡者数（年齢調整後）		74.5人 (23年)	0.95 (74.5人/78.5人)	71.6人 (24年)	66.0人以下 (26年)
	77.4人 (22年)	78.5人 (23年)			

目標項目の説明と平成25年度目標値の考え方

目標項目の説明	国が策定したがん対策推進基本計画の主目標の一つであり、がんによる75歳未満の死亡状況について、年齢構成の異なる地域間の死亡状況が比較できるよう年齢構成を調整した県の人口10万人あたりの死亡者数
25年度目標値の考え方	平成24年度は目標値を達成できませんでしたが、平成27年度目標値66.0人を計画的に達成できるよう数値目標を設定しました。

活動指標		23年度	24年度		25年度	27年度
基本事業	目標項目	現状値	目標値	目標達成状況	目標値	目標値
			実績値		実績値	実績値
12201 がん予防・早期発見の推進 (健康福祉部医療対策局)	がん検診受診率 (乳がん、子宮頸がん、大腸がん)	/	乳がん 24.4%	乳がん 0.81 子宮頸がん	乳がん 28.0%	乳がん 35.0%
			子宮頸がん 28.8%		子宮頸がん 30.9%	子宮頸がん 35.0%
			大腸がん 24.2%	大腸がん 0.98	大腸がん 27.9%	大腸がん 35.0%
			(23年度)	子宮頸がん 0.97	(24年度)	(26年度)
12202 がん治療・予後対策の推進 (健康福祉部医療対策局)	がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修修了者数(累計)	/	681人	0.94	804人	1,050人
		557人	673人		/	/

(単位：百万円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	183	163	207	/	/
概算人件費	/	36	/	/	/
(配置人員)	/	(4人)	/	/	/

平成24年度の取組概要

- ・ がんの予防・早期発見を推進するため、9市町が実施する全国の先進事例に基づくがん予防の取組を支援するとともに、民間企業やNPOと連携して啓発活動を実施
- ・ 科学的根拠に基づくがん対策の推進のため、県内のがん患者について、その診断・治療・予後に関する情報を収集する地域がん登録を推進(14病院、登録届出件数27,629件、累計件数40,359件)
- ・ がん診療等の医療機関の連携体制を強化するため、ITを活用した三重医療安心ネットワークを運用し、県内医療機関での診療情報の共有を促進(情報開示病院8か所、情報閲覧病院136か所、登録患者2,816名)
- ・ 医療提供体制の充実を図るため、がん治療のための施設や装置等の設備を整備(施設整備1か所、設備整備2か所)
- ・ 緩和ケアの質の向上を図るため、がん診療に携わる医師・看護師等を対象に緩和ケアの基本的な知識・技能を習得するための研修会を7病院で実施(受講者116名、累計673名)
- ・ 県がん相談支援センターの相談(603件)を実施するとともに、毎月第1日曜日も相談を実施するなど相談体制を充実
- ・ 肝炎に関して、広報誌、リーフレット等を通じて正しい知識や早期治療に関する普及啓発を図るとともに、ウイルス性肝炎の治療費助成(新規351件)を実施

平成 24 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ・ がん検診受診率向上のため市町の取組を支援するとともに、日本女子サッカーリーグに属するサッカーチームと乳がん検診推進のための協定締結などにより、県民の皆さんに対して、がんに関する正しい知識とがん検診の重要性について普及啓発を進めましたが、本県の乳がん検診の受診率は 19.8%と目標値 24.4%を下回っています。内閣府の調査によると、がん検診を受診しない理由は「受ける時間がない」のほか、「がんであると分かるのが怖い」、「費用がかかり経済的負担が大きい」、「健康状態に自信があり必要性を感じない」などとなっており、調査結果を踏まえた受診促進のための普及啓発に取り組む必要があります。
- ・ 関係機関・団体等と「三重県がん対策戦略プラン第2次改訂」の策定に取り組みました。策定したプランの実効性を確保するとともに、県民の皆さんと一体となってがん対策に取り組む必要があります。
- ・ 地域がん登録の届出件数は、13 病院 12,730 件（平成 23 年度末）から 14 病院 40,359 件（平成 24 年度末）に増え、がんの実態把握を進めているものの、平成 23 年から開始したがん登録の集計データでは、罹患数、生存率を正確に把握するには至っていません。精度の高いがん登録を実施するためには、がん登録の届出数の増加とともに、がん登録担当者の資質向上に取り組む必要があります。また、がん登録データを集計分析して、がん対策の基礎資料として活用につなげる必要があります。
- ・ 三重医療安心ネットワークを拡充する取組を進めた結果、病院の処方や検査結果、画像情報等の共有が進んでいます。今後、主要病院の参加拡大により、検査の重複をなくすなど患者の負担軽減を図るとともに、診療情報の共有化による医療機関の連携策を検討する必要があります。
- ・ 放射線治療のための施設やデジタルマンモグラフィ装置等の設備が整備され、県民の皆さんのがん診療・治療に活用されていますが、がん診療連携拠点病院等を中心にさらなる施設・設備の充実が必要です。
- ・ 緩和ケアの体制を充実させるため、がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修を 7 病院において実施しましたが、がんと診断された時から心のケアも含めた緩和ケアの提供をするためには依然として人材が不足しています。
- ・ 県民の皆さんが、各地域でがん相談ができる体制づくりが進んでいます。がん診療連携拠点病院等に設置されたがん相談支援センターにおいて、がん患者とその家族の多様化するニーズに対応できる相談支援や情報提供が必要です。
- ・ 県肝疾患専門医療連絡協議会を開催して、肝炎に関し医療機関と情報共有、意見交換を行うとともに、広報誌、リーフレット等を通じた正しい知識や早期治療に関する普及啓発に取り組みましたが、肝炎対策のコーディネーター養成は、実施態勢が整わず遅れています。

平成 25 年度の改善のポイントと取組方向

- ・ 受診率向上に有効と考えられる個別受診勧奨や個別検診の推進、特定健診との同時実施など、受診しやすい環境づくりを各市町に働きかけます。また、「2人に1人が、がんにかかること」など、がんに関する正しい知識の習得と理解を深めることができるよう、さまざまな機会を通じて周知を図るとともに、民間企業等と連携して、がん及びがん検診の必要性に関する啓発の取組を展開します。さらに医療関係者やがん患者等の参画を得ながら、がん対策推進に関する条例の制定に取り組みます。
- ・ 医療機関に対して院内がん登録の実施を働きかけ届出件数の増加を図るとともに、地域がん登録に関わる担当者の資質向上のための実務研修を開催します。また、三重大学が行う地域がん登録で収集したデータを解析して、がんに関する予防・治療対策の評価・立案の活用を検討します。
- ・ 医療連携を強化する三重医療安心ネットワークについて、参加する医療機関の拡大を進めるとともに、

地域の中核病院と地区医師会が三重医療安心ネットワークを活用して、急性期から在宅まで切れ目ない医療連携のシステム化に取り組みます。

- ・ がん診療連携拠点病院で構成する県がん診療連携協議会において、がん診療やがん登録の連携を進めるとともに、がん患者がその居住する地域にかかわらず、等しく適切ながん治療を受けられよう、がん診療に関わる病院の医療施設や設備の整備を促進します。
- ・ 緩和ケアに関する医療体制充実のため、がん診療拠点病院以外の医師の研修修了者を増加させるため、さまざまな機会を通じて研修会への医師の受講参加を促進します。緩和ケアの人材不足の課題に対しては、看護師、薬剤師等の医療従事者にも受講の対象をさらに拡大し人材育成を進めます。
- ・ がん相談支援センターが医療機関、がん患者会等と連携して、最新のがん情報の提供をきめ細かく対応します。また、がん相談支援センター相談員の資質向上を図るため、国立がん研究センター等が実施する研修に参加した相談員による伝達研修を実施するなど、各病院が連携して相談員全体の資質向上を図ります。
- ・ 医療機関との連携を図りながら、市町、民間企業等を対象に肝炎対策コーディネーター養成のための研修を開催します。

特に注力するポイント（平成25年度）

【健康福祉部医療対策局 医療政策総括監事次長 佐々木 孝治 電話：059-224-2326】

- ・ 乳がんを中心に検診受診率の向上を図るため、昨年度の実績について分析し、より効果的な受診勧奨の手法を検討します。また、検診の普及啓発に当たっては、NPO、関連企業等とも連携して取り組みます。
- ・ 戦略プランの実効性を確保し、がんの予防・早期発見から治療・予後までのそれぞれの段階に応じた対策を総合的に進めるため、医療関係者やがん患者等の参画を得ながらがん対策推進に関する条例を制定します。

施策 1 2 3

こころと身体の健康対策の推進

【主担当部局：健康福祉部医療対策局】

県民の皆さんとめざす姿

健康づくりから病気予防・早期発見・治療・予後までの一連の健康対策が進み、県民一人ひとりに、適正な生活習慣が身につくことにより、生涯を通じて健康的な生活を送っています。また、県民の皆さんが生活習慣病や難病等の病気のと看も、適切な治療や支援を受けています。

平成 27 年度末での到達目標

地域の実情に応じて、県民の皆さん、NPO、企業、学校、市町等が連携してこころと身体の健康づくりに取り組むことにより、自殺者数の減少や特定健康診査受診率の向上、歯科疾患の改善がみられ、県民一人ひとりの健康の増進と生活習慣の改善が進んでいます。また、生活習慣病患者や難病患者等に対する切れ目のない医療連携体制の充実や医療費助成などにより、安心して療養できる体制の整備が進んでいます。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	目標に届かなかった活動指標があるものの、健康寿命はほぼ目標値を達成しており、また健康づくり関係の計画を策定する中で関係者の意識の醸成も図られたことから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標					
目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
健康寿命	/	男 77.4 歳 女 80.7 歳 (23 年)	男 0.996	男 77.6 歳 女 80.6 歳 (24 年)	男 78.1 歳 女 81.5 歳 (26 年)
	男 77.1 歳 女 80.4 歳 (22 年)	男 77.1 歳 女 80.1 歳 (23 年)	女 0.99	/	/

目標項目の説明と平成 25 年度目標値の考え方

目標項目の説明	国が定めた国民健康づくり運動「健康日本 21」の目的の一つであり、県民の皆さんが日常的に介護を必要とせず自立して心身ともに健康的な日常生活を送ることができる期間
25 年度目標値の考え方	平成 24 年度は目標値を達成できませんでしたが、平成 27 年度目標値を達成できるよう、平成 25 年度においては、平成 24 年度実績値から毎年 0.5 歳程度の延伸をめざし目標値を設定しました。

活動指標

基本事業	目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
12301 健康づくり活動の推進 (健康福祉部医療対策局)	8020 運動推進員数	/	249 人	0.90	276 人	330 人
		222 人	225 人		/	/

基本事業	目標項目	23年度	24年度		25年度	27年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
12302 こころの健康づくりの推進 (健康福祉部医療対策局)	自殺対策に係るネットワーク組織を設置している地域数		7地域	1.00	9地域	9地域
		6地域	9地域			
12303 生活習慣病・難病対策の推進 (健康福祉部医療対策局)	特定健康診査受診率		43.2% (23年度)	0.95	47.1% (24年度)	55.0% (26年度)
		39.2% (22年度)	41.1% (23年度)			

(単位：百万円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	2,667	2,827	2,723		
概算人件費		370			
(配置人員)		(41人)			

平成24年度の取組概要

- ・ 「ヘルシーピープルみえ・21」の最終評価を行い、その結果をふまえて「三重の健康づくり基本計画」を策定
- ・ 運動・食事・禁煙など、県民の皆さんの生活習慣の改善を促進するため、NPOとの協働によるウォーキング大会、たばこの煙の無いお店の登録(286店舗)などを実施
- ・ 生活習慣病対策のため、市町や県医師会等と連携して生活習慣の改善に向けた普及啓発や、特定健康診査・特定保健指導の受診率向上への取組を実施
- ・ 保健師、栄養士等に対する研修を実施したほか、大規模災害の発生に備えて、「災害時保健師活動マニュアル」をはじめとした各種マニュアルを作成
- ・ みえ歯と口腔の健康づくり条例に基づく施策を総合的、計画的に推進するために「みえ歯と口腔の健康づくり基本計画」を策定
- ・ 8020運動推進員が子どもや障がい者に対して歯科保健指導等を行うなど歯科疾患予防を実施
- ・ 自殺対策を総合的に推進するため、「第2次三重県自殺対策行動計画」を策定
- ・ メンタルパートナーの養成(10,513名、累計15,781名)や地域自殺・うつ対策ネットワークの設置(9か所)など、各地域における自殺対策の基盤づくりを推進
- ・ 医療相談、訪問相談、訪問診療等を実施し、難病患者の在宅療養生活を支援
- ・ 県難病支援相談センターにおいて各種相談(4,293件)に応じるとともに、筋無力症患者会の設立を支援
- ・ 56疾病12,000人余りの特定疾患患者等に対して医療費を助成
- ・ 児童の臓器移植時に迅速に虐待情報を回答するための体制を整備

平成24年度の成果と残された課題(評価結果)

- ・ 関係機関・団体等とともに「三重の健康づくり基本計画」を策定する中で、関係者で健康づくりに対する意識の醸成が図られました。特定健康診査の受診率(三重県保険者協議会調査)は、市町国保が他の医療保険者と比較して低く、特に40歳代、50歳代男性の受診率が低いことから、対象を絞った重点的な取組が必要です。

- ・新たに「みえ歯と口腔の健康づくり基本計画」を策定し、市町、関係機関・団体等と歯科保健に関するそれぞれの役割をあらためて確認するとともに、大学、歯科医療関係者と連携して、児童虐待早期発見のため、MIES*（ミエス）の開発・改良を進め、学校歯科健診時の活用に向けて検討を行いました。今後、子どものフッ化物の普及や災害時の歯科保健対応等の課題に対応していく必要があります。
- ・「第2次三重県自殺対策行動計画」を策定するとともに、メンタルパートナーの養成や地域自殺・うつ対策ネットワークを9地域で設置し、県民の皆さんが相談できる体制づくりを進めました。また、養成したメンタルパートナーの活用やフォローアップの方法を確立する必要があります。
- ・ひきこもり支援の取組を推進するため、関係機関とのネットワークの構築や情報を広く提供する体制の整備が必要です。
- ・特定疾患患者に対する医療費助成により、患者の安定的な療養生活を支援しましたが、国において、法制化も含め見直しが進められている難病対策の検討結果を受けて、本県が実施する難病対策事業も見直しが必要になります。

平成25年度の改善のポイントと取組方向

- ・特定健康診査・特定保健指導の受診率向上のため、市町国保等が実施する、年齢層などターゲットを絞った受診勧奨やがん検診との同時実施の取組を促進します。また、実践者育成研修を実施するなど、市町等の取組を支援します。
- ・県内各地域で、ソーシャルキャピタル（人々の信頼関係や結びつき）を活用した健康づくりを進めるため、NPOや関係機関・団体、大学、市町等と連携して先駆的な健康づくりの情報収集、調査等を行う研究会を設置します。また、みえライフイノベーション総合特区の取組との連携を検討します。
- ・歯科口腔保健を一元的に推進する機関として、歯科医師、歯科衛生士を配置した口腔保健支援センターを県庁内に設置し、フッ化物を利用した歯科疾患予防対策など歯と口腔の健康づくりに関する普及啓発に取り組みます。また、東日本大震災をふまえた災害発生時の歯科保健医療体制の確保や中山間地域等における歯科検診、MIESを活用した歯科保健からの児童虐待防止について、市町、関係機関・団体等と取組を進めます。
- ・「第2次三重県自殺対策行動計画」に基づき、対象者を明確にした課題別の対策に取り組みます。また、メンタルパートナーの活用等が課題となっていることから、カリキュラムの見直しを行うとともにスキルアップ研修を実施して、より専門性の高い人材を育成します。
- ・ひきこもり地域支援センターを設置し、ひきこもり支援に取り組む関係機関と連携を強化します。
- ・国における難病対策の検討状況を注視しながら、適切な難病対策が行えるよう国に提言を行うとともに、法制化など難病対策の見直しに迅速・的確に対応していきます。

特に注力するポイント（平成25年度）

【健康福祉部医療対策局 医療政策総括監兼次長 佐々木 孝治 電話：059-224-2326】

- ・ソーシャルキャピタルを活用した健康づくりを進めるため、関係者で構成する研究会を設置し、県内外の先駆的な健康づくりについて情報収集、調査等を行います。
- ・口腔保健支援センターにおいて、歯と口腔に関する正しい知識や生活習慣の改善、フッ化物の利用に関する普及啓発に取り組むとともに、歯科保健からの児童虐待防止の取組について市町や県歯科医師会等と取組を進めます。

施策134

薬物乱用防止等と医薬品の安全確保

【主担当部局：健康福祉部】

県民の皆さんとめざす姿

さまざまな主体との連携により、薬物乱用防止や動物愛護について地域全体で取り組んでいます。また、医薬品や医療機器などの品質管理体制の整備により、医薬品等の安全が確保された社会が構築されています。

平成27年度末での到達目標

多くの関係機関等と連携して普及啓発活動を行うことにより、薬物乱用防止や動物愛護に対する意識が向上しています。また、医薬品や医療機器などの製造から販売に至る一貫した監視指導を行うことにより、安全な医薬品等が供給されています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	A (進んだ)	判断理由	全ての指標で24年度目標値を達成しており、県内各地で薬物乱用防止対策が進んでいることから、「進んだ」と判断しました。
----------	------------	------	--

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標					
目標項目	23年度	24年度		25年度	27年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
薬物乱用防止講習会の参加者数（累計）	204,790人	245,200人 264,566人	1.00	295,200人	395,200人
目標項目の説明と平成25年度目標値の考え方					
目標項目の説明	県等が行う薬物乱用防止講習会に参加した人数				
25年度目標値の考え方	平成24年度は、薬物乱用防止講習会の開催に集中的に取り組んだ結果、目標値を達成しました。平成25年度においては、27年度の目標達成に向けて、24年度目標値を基準として毎年5万人の参加をめざす目標値を設定しました。				

活動指標						
基本事業	目標項目	23年度	24年度		25年度	27年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
13401 薬物乱用防止対策の推進（健康福祉部）	薬物乱用防止事業の協力者数	2,981人	2,981人	1.00	3,052	3,194人
		2,933人	3,014人			
13402 医薬品等の安全な製造・供給の確保（健康福祉部）	医薬品等の検査件数に対する不適合医薬品等の割合	0%	0%	1.00	0%	0%
		0%	0%			
13403 生活衛生営業の衛生水準の確保（健康福祉部）	生活衛生営業施設における健康被害発生件数	0件	0件	1.00	0件	0件
		0件	0件			
13404 人と動物との共生環境づくり（健康福祉部）	犬・猫の引取り数	3,373頭	3,351頭	1.00	3,285頭	3,285頭
		3,373頭	3,249頭			

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	164	161	160		
概算人件費		361			
(配置人員)		(40 人)			

平成 24 年度の取組概要

- ・ 小・中・高校生を対象とした薬物乱用防止教室などの薬物乱用防止講習会を開催（参加者数 59,776 人）
- ・ 薬物依存者やその家族からの相談に対して、薬物問題に取り組む関係機関と連携して対応（相談件数 32 件）
- ・ 民間団体と連携して薬物依存者の家族を対象とした家族教室を開催（教室開催：5 回）
- ・ 医療用麻薬等の不正流通を防止するため、医療用麻薬や向精神薬等を取り扱う医療機関や薬局等に立入検査を実施（1,482 施設）
- ・ 医薬品等の安全確保のため、医薬品製造業者や販売業者等に対する監視指導を実施（2,421 施設）
- ・ 「くすりの相談テレホン」で県民の皆さんからの問い合わせに対応（相談件数 4,153 件）
- ・ 平成 24 年 6 月に、市町のほか民間協力団体や学生ボランティア団体などで構成する三重県献血推進連絡会を設置（開催回数 2 回）
- ・ 三重県献血推進連絡会に参加する学生が中心となって平成 25 年 2 月に三重県学生献血推進連盟（みえっち）が設立され、活動を開始
- ・ 献血意識向上のため、「愛の血液助け合い運動」、「クリスマス献血キャンペーン」等の街頭ページェントを実施（35 回）
- ・ レジオネラ感染症対策として公衆浴場、旅館業等の営業施設等への自主衛生管理の促進（自主衛生管理定着率 95.6%）
- ・ 三重県動物愛護管理推進計画に基づく犬との正しい接し方教室や動物愛護教室を開催（教室参加者数 2,471 名）
- ・ 犬および猫の譲渡事業を実施（犬の譲渡数 54 頭 猫の譲渡数 20 匹）

平成 24 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ・ 薬物乱用防止教室などの薬物乱用防止講習会を開催するとともに、関係機関や民間団体などと連携して啓発活動を行い、青少年を中心とした多くの県民の皆さんに薬物乱用の恐ろしさを知っていただくことができました。今後も、これらの活動を継続していくとともに、連携して取り組んでいただく団体を増やしていく必要があります。
- ・ 違法・脱法ドラッグの販売の恐れのある店舗への立入調査を行うとともに、違法・脱法ドラッグの危険性について、県ホームページでの広報、講習会の活用やパンフレット等の配布などにより県民の皆さんに対して啓発を行いました。引き続き、立入調査や県民の皆さんへの啓発等を行う必要があります。
- ・ くすりの相談テレホンには、非常に多くの相談があり、医薬品等に関する県民の皆さんの関心が高いことから、引き続き情報提供を進める必要があります。
- ・ 市町等との協力体制の確保を目的に三重県献血推進連絡会を平成 24 年 6 月に設置し、25 年 2 月には若年層の献血意識の向上を目的に三重県学生献血推進連盟が設立されました。一方、高校生への啓発活動については、ヤングミドナサポーター（高校生等若年層の皆さんを対象に、献血に関心を

持ってもらうため、街頭献血啓発活動等を行うボランティア)の登録者数が年々増加しているところですが、現時点では、献血者数増には結びついていません。今後は、これらの会と連携して、若年層への啓発活動や献血者数の拡大に取り組んでいくことが必要です。

- 生活衛生営業施設等の監視指導を行うとともに、これらの施設による自主衛生管理を促進した結果、生活衛生営業施設における健康被害は発生しませんでした。レジオネラ感染症のリスクが高い公衆浴場施設について、引き続き、自主衛生管理を促進していく必要があります。
- 犬との正しい接し方教室や動物愛護教室を開催し、多くの県民の皆さんに動物愛護の精神を学んでいただきました。また、犬・猫の処分頭数を減らすため、犬・猫の譲渡事業を実施しましたが、さらにこの事業をすすめ、県に收容された犬・猫が生存する機会を増やしていくことが必要です。
- 動物愛護管理事業を推進するため、「動物の愛護及び管理に関する法律」の改正に合わせた計画的な対策が必要です。また、三重県動物愛護管理センターの機能充実が求められています。

平成 25 年度の改訂のポイントと取組方針

- 今後も、民間団体、学校、市町等と連携するとともに、協力団体等を増やすことにより、一人でも多くの県民に薬物乱用の恐ろしさを伝えていきます。また、薬物依存者やその家族からの相談に対しては関係機関と連携し、再乱用防止に努めます。
- 違法・脱法ドラッグ対策については、平成 25 年 3 月 22 日に、化学構造が類似している物質群を指定薬物として包括的に規制する制度が導入されるなど、規制がより強化されたこともあり、引き続き、関係機関と連携して立入調査を実施し、厳正・的確な対応をしていくとともに、薬物乱用防止講習会などで違法・脱法ドラッグの危険性を伝えていきます。
- 医薬品等の安全確保のため、医薬品製造業者や販売業者等に対する監視指導を行うとともに、県民の皆さんに対して医薬品等の副作用や服用方法などに関する正しい知識の情報提供を進めます。
- 三重県献血推進連絡会を基盤に、三重県学生献血推進連盟や関係機関と連携して、若年層への啓発活動や献血者の確保に取り組んでいきます。特に、高校生の献血意識向上を図るため、各高校を訪問し、ヤングミドナサポーターへの登録、赤十字血液センターが開催する献血セミナーへの協力依頼を行います。
- 生活衛生営業施設において感染症による健康被害を発生させないために、生活衛生関係営業施設等の監視指導を行います。また、公衆浴場施設でのレジオネラ感染症対策等の自主衛生管理を促進していきます。
- 犬・猫の譲渡事業を拡大するとともに、犬との正しい接し方教室や動物愛護教室などにより、習性に合わせた飼育や終生飼養等について県民の皆さんに普及啓発を行うことで、さらなる犬・猫の処分頭数の減少に努めます。
- 「動物の愛護及び管理に関する法律」の改正に合わせた環境省の基本指針が平成 25 年 9 月に定められることから、その内容に則して三重県動物愛護管理推進計画の改訂を行います。また、三重県動物愛護管理センターの機能充実についても引き続き検討します。

特に主力するポイント(平成 25 年度)(健康福祉部 次長 永田 京行 書記 050-224-320)

- 薬物の乱用を未然に防止することが重要であり、その恐ろしさについて広く県民の皆さんへ啓発するため、啓発活動に取り組んでいただける団体をさらに拡大していきます。
- 三重県動物愛護管理推進計画の改訂作業に取り組むとともに、三重県動物愛護管理センターの機能の充実等について検討します。

